

条件付一般競争入札（事後審査方式）の試行について

当企業団では公共工事等の透明性・公平性・競争性の一層の向上を確保すると共に、談合などの不正行為に対する防止の促進を目的として、現在、公募型指名競争入札と合わせて、条件付一般競争入札（事後審査方式）を実施しています。

- ・ 概 要

事後審査方式とは入札後に入札参加申請者の資格審査を行うものであり、この場合の審査は当該入札の最低価格者のみの資格審査を行い、適格であればその者を落札者として決定し、仮にその者が資格要件に不的確であれば入札を無効とし、次順位者の資格審査を同様に行うものです。

- ・ 対象となる入札

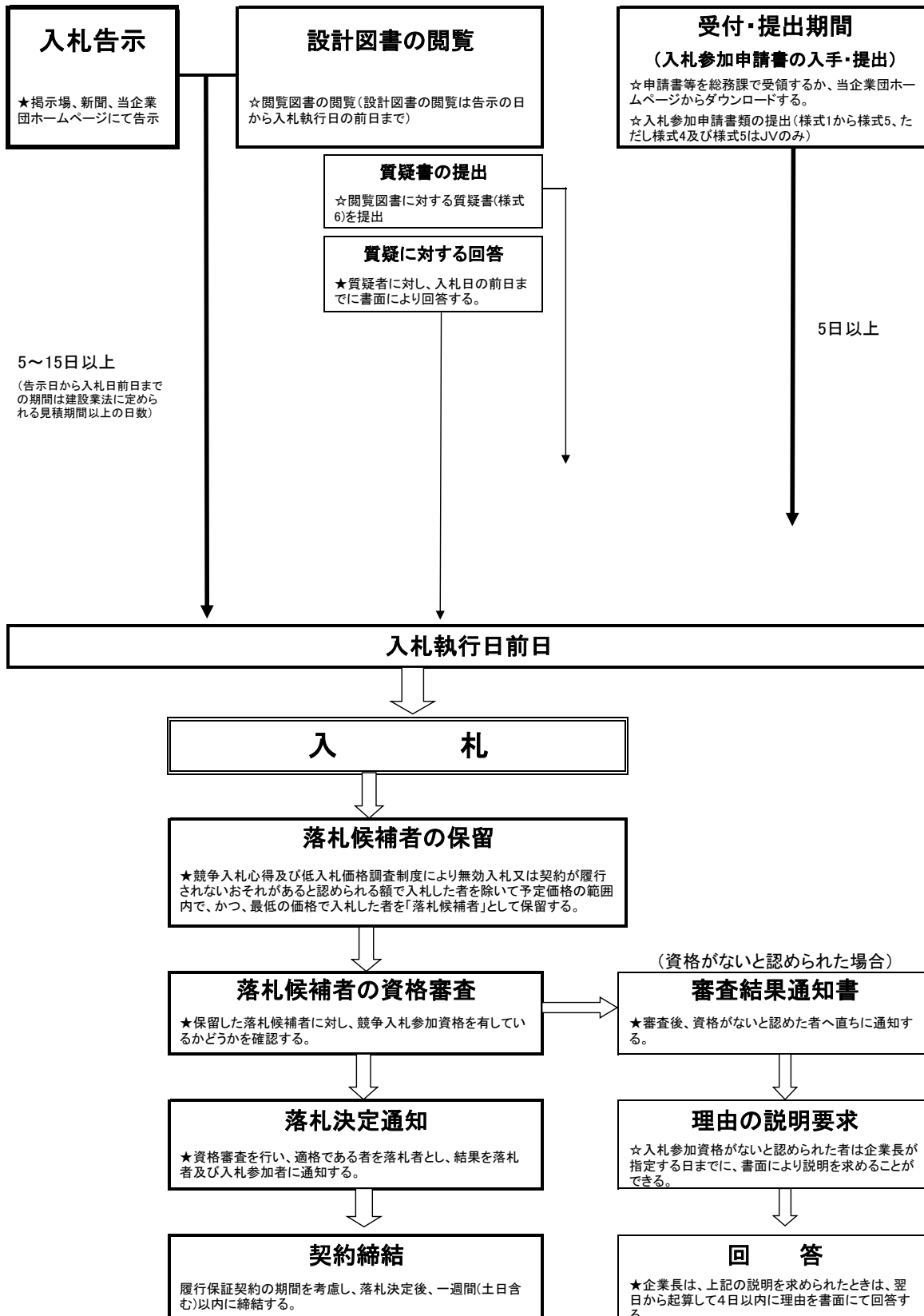
入札公告を行う工事等（工事等の性質又は目的により適当でないと特に認める場合は除きます。）

- ・ 条件付一般競争入札（事後審査方式）のフロー（別紙）

※ 条件付 ～ 競争入札参加資格者で、対象工事等ごとに指定する参加要件を満たす者であれば、自分の意思により、自由に入札に参加できるというもの。

条件付一般競争入札(事後審査方式)のフロー

(★は当企業団、☆は受注者)



※ 標準日数は、土曜、日曜、祝日を含まない。